

2019年1月16日

特定非営利活動法人 日本肺癌学会
理事長 弦間 昭彦 先生

中皮腫サポートキャラバン隊
共同代表 栗田 英司・右田 孝雄

日本肺がん患者連絡会
理事長 長谷川 一男

会員の皆様へのアンケート協力のお願い及び補足資料

謹啓

貴学会におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、貴学会会員の皆様の肺がん、胸部悪性疾患におけるご貢献に心より御礼申し上げます。

さて、表題の通り、この度、日本肺癌学会の学会員様向けに、原発性肺がんと石綿（アスベスト）に関するアンケート調査をお願いしたく、ご連絡させていただきました。

私共は、石綿被害者である肺がん患者が十分に掘り起こされておらず、多くの対象者が補償救済に繋がっていない事実<別添補足資料をご参照ください>を憂いております。肺がんの原因は様々あるため、特に喫煙習慣があれば、それが原因とされ、石綿が原因である肺がんが見過ごされてしまう傾向にあるのでは、と危惧しています。

しかしながら、肺がん、喫煙習慣および石綿暴露との関係は、両者が相乗的に作用し、肺がん発症リスクが高まるという関係にあり、石綿が原因の肺がん患者は、中皮腫患者の2~6倍と推定されています。実際には、肺がんで労災認定または石綿健康被害救済を受けた件数よりも、中皮腫で認定された件数のほうが多いのが実情です。

認定が進まない理由の一つは、石綿が原因で発症する肺がんについての患者自身やご家族、また医療者の認識が十分ではないことに起因するのでは、と考えております。そこで、肺癌学会の学会員の皆さまに向け、原発性肺がん、石綿に関するご認識と現状についてのアンケート調査を実施し、これらの結果を検討した上で、今後の啓発を考え、石綿肺がんの認識向上につなげたいのです。

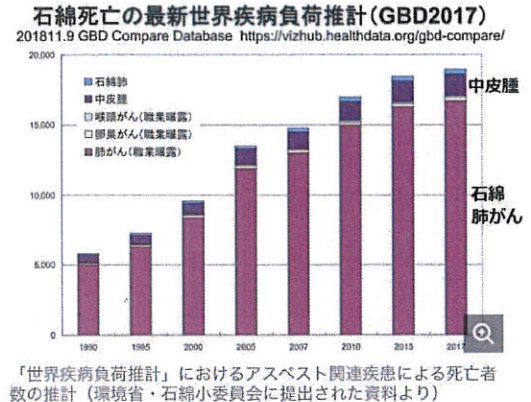
具体的なアンケート項目や手法等は別紙をご参照ください。本調査により、石綿が原因の肺がん患者の掘り起こしと補償救済につながることを目的としております。皆様方には、お忙しいところ大変恐縮ですが、どうか趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

＜アスベスト（石綿）を原因とする肺がん患者に関する補足資料＞

1. 中皮腫より石綿肺がん患者の方が多という推計があります。

厚生労働省の発表によると、2017年に中皮腫で1,550人が亡くなっています。11月に環境省の小委員会に提出された資料によると、アスベスト（石綿）に起因する肺がんでは亡くなっている患者の推計は中皮腫の約10倍という数字が報告されており、WHO等、世界の様々な推計でも、2～6倍と幅はあるものの、中皮腫患者に比べてアスベスト肺がん患者は多くいると考えられています。



<http://www.env.go.jp/council/07air-noise/y0712-02/mat2-2.pdf>

2. 労災制度と石綿健康被害救済法における補償と救済について

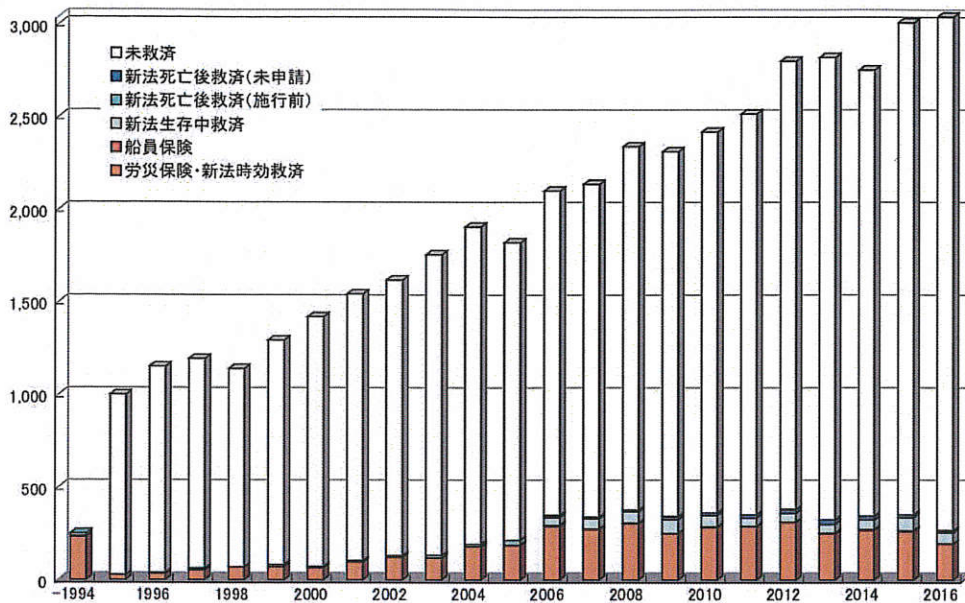
アスベストを原因とする疾病になった場合、労災制度もしくは石綿健康被害救済法により補償・救済されますが、その認定数を見ると肺がんの方が明らかに少ない状況にあります。

年度	合計	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
労災	中皮腫	5756	1001	500	559	536	499	543	522	528	529	539
	肺がん	4630	783	502	503	480	423	401	402	382	391	363
救済法	中皮腫	5985	627	525	571	572	601	572	684	620	557	656
	肺がん	1320	172	117	144	140	119	112	114	153	119	130

3. 両制度における未救済の問題について

中皮腫患者数1に対して、アスベストが原因の肺がん患者数を2と仮定した場合の労災制度や石綿健康被害救済法などの公的制度でどのくらいの患者が補償・救済されていないか、のグラフをご参照ください。白い部分が未救済の肺がん患者数です。

図4 石綿肺がん: 死亡年別の補償・救済状況(2016年度末時点)



4. 未救済問題の原因について

労災制度や石綿救済法などでも、多くの被害者が認定されていない現状があります。(救済法は中皮腫と肺がんの認定割合が1対1と仮定して制度設計)。まず入り口での請求・申請数が少ないという問題があると考えられます。過去には、救済制度を所管する環境省の石綿対策健康被害対策室の室長が次のような発言をされています。

「肺がんの申請が少ないことは確実でございますし、また、医学的所見として用いるいろいろなパラメータを少しふやして、認定の機会をふやしていくということも必要になると思っております」。
<http://www.env.go.jp/council/05hoken/y058-07a.html>

つまり、医師も患者も肺がんの原因をアスベストと疑わず、申請をしていないという現状があるのではないかと考えられます。

5. 肺がん患者の掘り起しのメリットについて

労災制度もしくは石綿健康被害救済法により補償・救済されることにより、労災制度であれば医療費無償化、休業補償、交通費支給、葬祭料、遺族年金等が支給され、石綿健康被害救済法であれば、医療費無償化、療養手当、葬祭料等が支給されます。

患者にとってお金の問題は、より良い闘病生活、QOLの向上のためにとっても大切な問題であり、アスベストを原因とする肺がん患者の掘り起しをするために医師、行政、患者団体、患者自身の意識改革をしつつ、4者が連携した仕組みづくりを早急に行う必要があると考えます。